

診 断 書

患者氏名 _____ 性別 男・女

生年月日 明・大
昭・平 年 月 日生

患者住所 _____

疾患名 _____

症 状（日常生活用具を必要とする身体の状況等）

在宅で療養が可能な程度に症状が安定しているか否か。
（当面、在宅での療養が可能であると判断できるか。）

以上のとおり診断します。

年 月 日

医療機関名 _____

医療機関所在地 _____

担当医師 氏名 _____ (印)

別紙

医師の皆様へ

登米市では、難病患者等の日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資するため、別紙一覧表の厚生労働科学研究難治性疾患克服研究事業の対象疾患及び関節リウマチの患者で、介護保険法、老人福祉法等の施策の対象とならない者が下表の対象者欄に掲げる身体的状況にあると認められる場合には、下記の種目欄の日常生活用具を給付することとしております。

つきましては、この制度の趣旨を御理解のうえ、診断書の必要事項欄に御記入くださいますようお願いいたします。

種 目	対 象 者	性 能
便 器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)
特 殊 マ ッ ト	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。
特 殊 寝 台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。
特 殊 尿 器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
体 位 変 換 器	寝たきりの状態にある者	介護者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。
入 浴 補 助 用 具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。
車 い す	下肢が不自由な者	難病患者等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。(歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない者については、電動いすも含む。)
歩 行 支 援 用 具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ、歩行器であって、難病患者等の身体機能の状態を十分に踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり、移乗動作の補助、移乗操作の補助、段差解消等の用具となるもの。
電 気 式 た ん 吸 引 器	呼吸機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
意 思 伝 達 装 置	言語機能を喪失した者又は言語機能が著しく低下している筋萎縮性側索硬化症等の神経疾患患者であって、コミュニケーション手段として必要があると認められる者	まげたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、難病患者等が容易にしうるもの。
ネ ブ ラ イ ザ ー	呼吸機能に障害がある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。
移 動 用 リ フ ト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。
居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	下肢又は体幹機能に障害のある者	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。
特 殊 便 器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。
訓 練 用 ベ ッ ト	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。
自 動 消 火 器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。
動 脈 血 中 酸 素 飽 和 度 測 定 器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。

連絡先：登米市福祉事務所生活福祉課障害福祉係

0220-58-5552